



# そのエステ、 **契約**して大丈夫？

5月は消費者月間の巻



◆問合先 市役所商工振興課 ☎44-3312

## うたい文句に注意

皆さんは、まちの中で、「1回限りの無料エステ体験コース」「2週間エステ体験キャンペーン」といったエステに関する広告を見たことはありませんか。

最近、これらの広告を見て軽い気持ちで店に行き、言葉巧みに高額な契約をさせられてしまうという事例が、消費生活センターにしばしば報告されています。その中でも、関連商品と推奨商品に関するトラブルが増えていきます。

## 関連商品とは

関連商品とは、そのサービスを受けるために顧客が購入する必要のある商品のことです。施術時に顧客またはエステティシャンが使用する、あるいは顧客が自宅などで使用するもので、具体的には「化粧品、健康食品、



石鹸、浴用剤、下着類、美容機器類」と政令で定められています。関連商品については、業者によるじゅうぶんな説明の後、顧客の了承を得た上で概要書面、契約書面に説明した旨の記載が必要です。また、契約を解約する際、関連商品も解約・返品することができません。

## 推奨商品とは

推奨商品とは、業者による「おすすめ品」のことで、顧客が購入する必要はありません。

「おすすめ品」をいかにもエステに必要な商品であるかのように説明され、購入させられてしまう事例が増えています。エステの契約を解約しても、推奨商品については解約・返品ができません。

エステに付随して商品を契約する際は、その商品が関連商品か推奨商品かを確認することが重要です。

## 概要書面を確認する

エステは、事前にその施術結果を確認することができません。だからこそ、契約時には受ける施術の内容・期間・料金・支払方法・解約する場合の注意事項など、きちんと書面で確認しておくことが最も大切です。

特定商取引法では、エステなどの契約においては「期間が1か月を超え、かつ金額が5万円を超える契約」については、契約書面はもちろん、まずその契約内容を説明した書面(概要書面)を顧客に渡し、説明しなければならぬと定められています。また、美容医療(レーザー脱毛、シミ取りなど)についても、エステ同様に概要書面の交付が義務付けられています。

概要書面には、左表のような項目の記載が必要です。きちんとした概要書面を交付しない業者とは契約すべきではありません。契約の際には、まず概要書面を確認しましょう。

## チェックしましょう

### 概要書面の 必要項目

- 事業者の名称・住所・電話番号・代表者の氏名
- サービスの内容
- 関連商品がある場合には、その商品名・数量
- サービスの対価と関連商品の代金
- 支払時期と支払方法
- サービスの提供期間
- クーリング・オフに関する事項
- 中途解約に関する事項
- 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項
- 前受け金の保金に関する事項
- 特約のある時は、その内容

## 平成29年度

### 消費生活相談件数

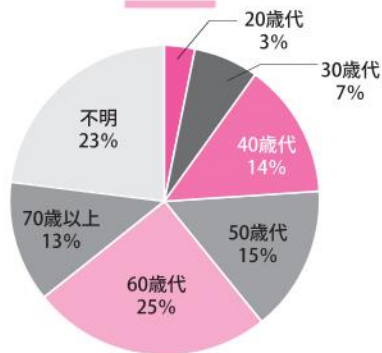
平成29年度に本市消費生活センターに寄せられた新規相談件数は291件で、平成28年度の277件に比べ14件増加しました。

年齢別にみると、60歳代のかたの相談件数が全体の25%と最も多いものの、相談者の年代に差は見られなくなっています。

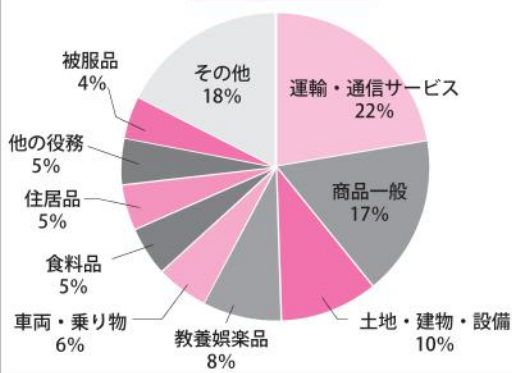
商品・役務別で見ると、運輸・通信サービスが全体の22%、次いで商品一般が17%、土地・建物・設備に関する相談が10%となっており、平成28年度に引き続き、インターネットを利用した運輸・通信サービスでの相談が多く寄せられ、4年連続で最も多い相談内容となっています。またハガキによる

## 平成29年度 相談概要 (全291件)

### 年齢別



### 商品・役務別



身に覚えのない架空請求の相談も多く、商品一般に関する相談割合が大幅に増加しました。

### 消費生活相談員より

どんなに強引な勧誘を受けても、必要のない契約や納得できない契約、よく分からないままの契約はしてはいけません。正しい情報を基に、信頼できる業者を選び、慎重に契約してください。

消費生活に関するトラブルは、未然に防ぐことが一番ですが、もしも「トラブルに巻き込まれて困った」「また「巻き込まれそうで不安、どうしよう」というときには、迅速な対応が不可欠です。迷わず消費生活センターにご相談ください。

少しでもヘンだな  
と思ったときは…

## 一人で悩まず相談しましょう

消費生活相談員による消費者トラブルの相談、解決のためのアドバイス、情報提供などを行っています。

市内在住のかたであれば、次のどちらの窓口も利用できます。

\* 相談は無料（相談内容やプライバシーに関わる一切の秘密は厳守します）

### 香芝市消費生活センター

- ◆時間 毎週月・火・水・金曜日  
午前10時～正午、午後1時～3時
- ◆場所 市役所1階
- ◆電話 ☎44-3313

### 広陵町消費生活相談窓口

- ◆時間 毎週木曜日  
午前10時～正午、午後1時～3時
- ◆場所 広陵町さわやかホール  
(広陵町大字笠161-2)
- ◆電話 ☎55-1001

### 講座 香芝消費生活相談出前講座

消費者トラブルに関する出前講座を行っています。開催日時・場所などは相談のうえ、決定しますので、まずはお電話ください。

- ◆申込・問合せ 香芝くらしの安全安心サポーター会（代表：常光）☎76-5475

### 電話相談 消費者庁「消費者ホットライン」

電話 ☎188

- \* 土・日・祝日でもつながります。  
(年末年始を除く)